

福島県教育委員会平成24年4月定例会会議抄録

1 日 時	平成24年4月20日（金） 午後3時00分
2 場 所	教育委員室（県庁西庁舎9階）
3 出席委員	遠藤委員長、1番 小野委員、2番 境野委員、3番 日下委員、4番 高橋委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後3時00分、委員長から4月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、日下委員、高橋委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記録係の指名	委員長から武田副主査が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。
	教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。
	（説明概要）
	議案第1号は、平成25年度福島県公立学校教員採用予定者数について諮るもの。
	議案第2号は、県立高等学校長及び教育庁職員（教員系）の人事異動について決定し、発令しようとするもの。
	議案第3号から議案第8号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。
	報告第1号は、平成24年度福島県立高等学校入学者選抜に係る志願者数、合格者数等について報告するもの。
	報告第2号は、平成24年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜に係る志願者数、合格

<p>(6) 会議の非公開</p> <p>(7) 報告事項 報告第1号</p>	<p>者数等について報告するもの。</p> <p>報告第3号は、平成25年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験の実施に係る改善点について報告するもの。</p> <p>ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第1号以降のすべての議案及び報告第3号について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。</p> <p>平成24年度福島県立高等学校入学者選抜の結果について（報告第1号）、高校教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく了承した。</p> <p>委員：定時制の志願者数に比べて、合格内定者数が少ないように思われるが、高校全入時代を迎えている中で、定時制を不合格となった生徒たちはどこに行くのか。また、Ⅱ期選抜合格者の学力検査成績が出ているが、標準偏差等が昨年と比べて若干低い。このようなところに震災の影響があると考えられるのか。</p> <p>高校教育課長：1点目の御質問についてだが、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期選抜のいずれも、各学校ごとに入学基準を持っており、これをクリアした者を合格とし、入学を許可する。残念ながら不合格となった生徒については、最終的には通信制や私立学校で学ぶ機会を得ていると考えている。中には若干、次年度を目指して勉学に励む者もいる。</p> <p>2点目の御質問についてだが、点数だけを見ると、今年度は昨年度よりも下がった形で出ているが、毎年同質の問題というわけにはいかないため、難易度が若干高かった部分もある。基礎的な部分の正答率は非常に高いため、応用部分が昨年度よ</p>
---	--

報告第 2 号

り難しく、若干力が及ばず、このような結果になったものと考えている。

教 育 長：定時制には、郡山萌世高校の昼間定時制のように倍率が1.0倍を超える高いところもあり、そのようなところで不合格になる場合もある。その他の学校では、志願者数が定員より少ないため、本来であれば、御指摘のとおり全入させても良いのではないかという考え方もあるが、それぞれにおいて基準があるということである。

委 員 長：おそらく最後の砦となるべき定時制、通信制は、いつもあまり目が向けられていないような気がする。学力が高ければ良いのか、ということが今年ほど問われている時はないので、どこまですくい取れるのかということを考えてほしい。

平成24年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜の結果について（報告第2号）、特別支援教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく了承した。

委 員 長：特別支援学校高等部を卒業した後、又は高等部を受験しなかった場合のその後の社会的なフォローが見えないのが心配。教育委員会として、どのように社会へ橋渡ししていくのか。安心して社会と繋がってイけるのか。

特別支援教育課長：特別支援学校高等部の生徒たちは、卒業後、大学等へ進学する生徒も若干いるが、大多数は就職したり、作業所に入ることが多い。その他、家庭や病院から外に出られない生徒も若干いる。委員長御指摘のとおり子どもたちの社会への繋ぎの部分が重要であることから、卒業前、早い段階から作業所や就職先の斡旋等を行う支援チームを校内に作り、スムーズな移行を進めているところである。

委 員 長：就職等により社会と繋がる接点を持っている子どもは良いが、寝たきり等で、高等部卒業後に社会との接点がどこにもなくなってしまう子どももいる。僅かな生徒

<p>(8) 前 回 会 議 録 の 承 認</p>	<p>とはいえ、大事にすくい取っていただきたいと思う。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。</p> <p>委員長が、平成24年3月定例会の会議録について承認を求めたところ、全員異議なく承認した。</p>
<p>(9) 議 案 審 議</p> <p>議 案 第 1 号</p> <p>議 案 第 2 号</p> <p>議 案 第 3 号</p> <p>議 案 第 9 号</p> <p>議 案 第 4 号</p> <p>議 案 第 5 号</p> <p>議 案 第 6 号</p>	<p>平成25年度福島県公立学校教員採用予定者数について（議案第1号）、義務教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>県立高等学校長及び教育庁職員（教員系）の人事について（議案第2号）、職員課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県教育庁事務職員の懲戒処分について（議案第3号）、職員課長より公金の業務上横領及び虚偽公文書作成に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>議案第9号の追加提案がなされ、全員異議なく認められた。</p> <p>退職手当の支給について（議案第9号）、職員課長より説明があり、全員異議なく可決した。</p> <p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第4号）、職員課長より遺失物横領に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第5号）、職員課長より交通加害事故に係る処分案について説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第6号）、職員課長より交通加害事故に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>

議案第 7 号	福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第 7 号）、職員課長より体罰に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議案第 8 号	福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第 8 号）、職員課長より交通加害事故に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
(10) 報告事項 報告第 3 号	平成 25 年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験実施に係る改善点について（報告第 3 号）、義務教育課長より説明があり、全員異議なく了承した。
(11) 次回の日程	平成 24 年 5 月 18 日（金）午後 3 時 00 分に定例会を開会することが決定された。
(12) 閉会	午後 4 時 48 分閉会となった。